

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

津別町コンパクトシティ推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

北海道網走郡津別町

3 地域再生計画の区域

北海道網走郡津別町の全域

4 地域再生計画の目標

津別町では、地方創生の取組を加速するため、平成27年度より筑波大学と住民協議会による共同研究を行い、まちなか再生の検討を進めるとともに、同じく平成27年度より千葉県船橋市の複数業種の民間企業との連携をスタートし、町内に存在しない障がい者福祉関連サービスの事業化を進め、現在「共生のまち」づくりを推進している。

筑波大学との共同研究と歩調を併せ、本町の役場庁舎等の施設の老朽化等の問題を解決するため、平成27年度より公共施設や複合商業施設等の整備を検討中である。

ハードの建て替えを機に、各種のソフト事業を効果的に組み合わせ、子どもから高齢者まで、また、障がいの有無に関わらず、町民が安心して生活できるまちを築くとともに、町民と町外からの観光客等が滞在・交流できる賑わいを創出し、コンパクトなまちづくりを目指す。

【数値目標】

	H29.3	H30.3	H31.3	H32.3	H33.3
人口の社会減	▲62人	▲54人	▲42人	▲28人	▲12人
障がい者、生活困窮者等の地元での就職者数	4人	6人	8人	10人	12人
まちなかエリアの人口	3,107人	3,057人	3,032人	3,015人	3,000人

※各年度の数値は増加分の累計値

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

本町では、公共施設等の建設を軸にコンパクトシティ化を進め、再生可能エネルギーの利活用により施設への熱供給等を実施することを計画している。本事業においては、それらの計画に効果的なソフト事業を絡め、林業、農業、商業、観光、福祉、生活環境といった、各分野の課題を政策横断的に解決し、町内の人口減少・地域経済縮小の負の連鎖をポジティブスパイラルへと転換させ、町の賑わいを創出することで地方創生につなげていく。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

地方創生推進交付金（内閣府）【A3007】

1 事業主体

北海道網走郡津別町

2 事業の名称：「コンパクトシティの推進：津別町の特色を生かした地産地消による域内経済循環と地場産品の外消で稼ぐ持続可能なエコタウンの確立」事業

3 事業の内容

<まちづくり会社>

- ・現行の「まちなか再生協議会」を発展的に解消し、平成30年度を目途に「(仮称)まちづくり会社」を設立する。
- ・「(仮称)まちづくり会社」は、地域の魅力を発信するとともに町民・観光客交流の拠点となる複合商業施設（(仮称)つべつマルシェ）を設立・運営し、6次産業化の推進、物販・観光マネジメントの総合的コーディネートを行い、事業の連携性・連動性を確保する。
- ・(仮称)つべつマルシェは、「町民の憩いの場」としての位置づけを基本コンセプトとしつつ、周辺の観光施設からの人が流れをつくり、町内外問わず人が集い滞留する場所としていくことで地元特産品の売り上げ増加を目指す。
- ・地元特産品の開発にあたっては、マーケティング調査、モニタリング調査、フードコーディネーターによる商品の磨き上げ等を行い、黒字化を目指す。地元食材を積極的に活用することで、地元経済の拡大を加速する。
- ・また、(仮称)つべつマルシェを訪れた観光客等が町内の既存商店へ

流れる仕組み作りも合わせて行い、地元経済の活性化を促進する。

<再生可能エネルギーマネジメントセンター>

・平成 30 年度を目途に、再生可能エネルギーマネジメントセンターを設立し、木質バイオマス熱供給施設により、コンパクトシティ化で整備された公共施設等へ熱供給を行うことで、地域に新たな雇用を創出する。

・ICT を活用したシステムの導入により木材情報の集約化と自動化を行い、林業の生産性を高め、林地残材の効率的な収集と熱変換の仕組みを構築し、再生可能エネルギーによる持続可能な循環型低炭素環境を創出するとともに、エネルギーの地産地消を進め、域内経済循環を促進する。

<福祉関連事業>

・首都圏からの事業者誘致により、町内に障がい者向けグループホームと、就労支援の事業所を立ち上げたところである。

・これらの事業所は、調査で明らかになった生活困窮者（社会的孤立者＝家庭内引きこもり者）の社会復帰から就労支援まで支援を行い、一方で労働力確保につなげるとともに、高齢者世帯等の便利屋業務やその他まちづくり業務への対応をすることで、利用者・就労者双方にメリットのある環境を創る。これらの生活困窮者支援事業は、障がい福祉サービスの対象外となっており、交付金事業として実施することで、コンパクトシティ化による賑わい創出と相乗的な効果で町民の暮らしやすさを向上させる。

4 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

平成 30 年度にまちづくり会社と再生可能エネルギーマネジメントセンターを設立し、平成 32 年度に複合商業施設（(仮称) つべつマルシェ：運営はまちづくり会社）を整備、法人が利益創出を行う。行政は、安定的な運営を行うまでの一定期間に限定し支援を行う。

【官民協働】

まちづくり会社（仮）の民間活力を生かして稼ぐ力を十分に発揮できるように、行政は町内の合意形成やコーディネートを担う。まちづくり

会社（仮）が持続可能となるためには、行政からの継続的な補助や委託を請け負うビジネススタイルではなく、逆に、創出した利益を行政へ還元するようなビジネスモデルとし、「まちづくり会社の活動は、町全体にとってプラスになる」という関係性を構築し、町全体から応援してもらえる会社とすることがポイントとなる。再生可能エネルギーマネジメントセンターも民間出資の事業体を想定し、公共施設、民間施設問わず、体制の整った施設への熱供給を行うことで、連携・連動した動きをとる。

【政策間連携】

コンパクトシティ構築による「まちなか再生」（まちなかエリアの人口 3,000 人維持）と、「共生のまちづくり」（子どもから高齢者まで、障がいの有無に関わらず安心して暮らせるまちづくり）に一体的に取り組むとともに、町民と近隣住民や観光客等が訪れ賑わうコンパクトなまちづくりを加速させるためには、農林業、商業、観光、福祉等の各種のソフト事業を効果的に組み合わせることが重要となる。

本事業では、まちづくり会社を中核組織として農業、林業、環境、商業、観光、福祉分野を連携させ束ねる役割を担う。

【地域間連携】

本事業はコンパクトシティの構築を主目的としており、市町村間の広域連携は行わない。

5 重要業績評価指標（K P I）及び目標年月

	H29.3	H30.3	H31.3	H32.3	H33.3
人口の社会減	▲62人	▲54人	▲42人	▲28人	▲12人
障がい者、生活困窮者等の地元での就職者数	4人	6人	8人	10人	12人
まちなかエリアの人口	3,107人	3,057人	3,032人	3,015人	3,000人

※各年度の数値は増加分の累計値

6 評価の方法、時期及び体制

毎年度事業終了後6月頃に、地方創生に係る地方版総合戦略の策定及び検証を目的に設置した津別町創生総合戦略会議において、毎年度事業効果の検証と計画の見直しを行い、その結果を踏まえ、決算審査特別委員会で検証する。検証結果は、速やかに津別町ホームページ上で公表する。

なお、検証に際しては、①住民満足の視点、②財政的視点、③各種事業・活動成果の視点、及び④定着・発展性の視点、の4つの観点から、定量的または定性的な評価を行うこととする。

7 交付対象事業に要する経費

①法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

・総事業費 224,365千円

8 事業実施期間

地域再生計画認定の日から、平成33年3月31日（5カ年度）

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

津別町共生のまちづくり事業

・事業の概要：共生のまちづくりを中心に「まちなか再生」を加速し、高齢者のみならず、子育て世代、障がい者が安心して、働き、暮らせるコンパクトなまちをつくり、「津別町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げた「5年後にまちなか人口3,000人」の維持を目指し、事業推進を加速する。現在、まちなかに整備を進めている福祉ゾーンに障がい者福祉サービスの機能・拠点を加えた「多世代交流・共生型のコミュニティ拠点」として整備を加速化させる。

・事業主体：津別町

・事業期間：平成28年4月～平成29年3月

6 計画期間

地域再生計画認定の日から平成33年3月31日

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況にかかる評価の手法

地方創生に係る地方版総合戦略の策定及び検証を目的に設置した津別町創生総合戦略会議において、毎年度事業効果の検証と計画の見直しを

行い、その結果を踏まえ、決算審査特別委員会で検証する。

なお、検証に際しては、①住民満足の視点、②財政的視点、③各種事業・活動成果の視点、及び④定着・発展性の視点、の 4 つの観点から、定量的または定性的な評価を行うこととする。

7-2 目標の達成状況にかかる評価の時期及び評価を行う内容

評価の時期は、毎年度事業終了後 6 月頃に実施する。

目標 1：人口の社会減を社人研推計の半分まで緩和させる

- ・町が毎年度末時点の人口の社会減数を住民基本台帳から把握する

目標 2：障がい者、生活困窮者等の地元での就職者数を拡大する

- ・町が毎年度末時点の障がい者、生活困窮者等の就労人数を障がい者福祉事業所に照会し、把握する

目標 3：まちなかエリアの人口を維持する

- ・町が毎年度末時点のまちなかエリアの人口を住民基本台帳から把握する

	平成 27 年度 基準年	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度 中間年	平成 31 年度	平成 32 年度 最終目標
目標 1：人口の社会減	▲62 人	▲62 人	▲54 人	▲42 人	▲28 人	▲12 人
目標 2：障がい者、生活困窮者等の地元での就職者数	2 人	4 人	6 人	8 人	10 人	12 人
目標 3：まちなかエリアの人口	3,207 人	3,107 人	3,057 人	3,032 人	3,015 人	3,000 人

※各年度の数値は増加分の累計値

7-3 目標の達成状況にかかる評価の公表の手法

町ホームページにおいて、毎年 1 1 月頃に公表する。